



平成 30 年 8 月 2 日

各 位

株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役社長 西島 修
(コード 1711 東証 2 部)
問い合わせ先：管理本部長 田中 圭
(03-6821-0004)

平成 30 年 3 月期有価証券報告書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）
への指定の見込みに関するお知らせ

1. 提出が遅延となった経緯

当社は、平成 30 年 6 月 29 日付「平成 30 年 3 月期有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」で公表しておりますとおり、企業内容等の開示に係る内閣府令第 15 条の 2 第 3 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認を受け、延長後の提出期限は平成 30 年 8 月 2 日でありました。

有価証券報告書の提出にあたっては、平成 30 年 7 月 11 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で公表しておりますとおり「本件調査においても疑義が払拭できない案件が残っており、今後の当社による実態解明が期待されること、及びこれを通じて更に不適切と認定される案件が存在する可能性があることは付言しておく」とされたことから、社内で該当案件を特定及び確認し精査をして、過年度決算訂正作業に取り掛かり進めておりました。しかしながら該当案件の特定及び調査に時間がかかり、又、平成 26 年 3 月期有価証券報告書から平成 29 年 3 月期有価証券報告書までの 4 期分と平成 26 年 6 月第 1 四半期報告書から平成 29 年 12 月第 3 四半期報告書までの 12 件分の膨大な訂正作業のため、本日現在作業が終了しておりません。よって延長後の提出期限である平成 30 年 8 月 2 日に平成 30 年 3 月期有価証券報告書の提出が間に合わない状況であります。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は平成 30 年 3 月期有価証券報告書について、延長後の提出期限（平成 30 年 8 月 2 日）までに提出出来ない見込みとなりました。

東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a により、金融商品取引法に定める提出期限までに有価証券報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、監理銘柄（確認中）に指定することとされております。よって当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、本日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

なお、東京証券取引所の有価証券上場規程の上場廃止基準により、延長承認後の提出期



限の経過後 8 営業日以内（8 月 14 日まで）に当該有価証券報告書の提出ができなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の予定

現在、第三者委員会の調査報告書を踏まえた過年度決算訂正作業を進めており、該当案件につきましては、当該取引の相手方と取引の確認及び今後の経理処理等について検討しましたところ、取引先 2 社に対して、合計で 50,276 千円の支払債務を認めることになりましたが、これにより第三者委員会で疑義が払拭できないとされた案件につきましては、すでに全て検証とそれに伴う会計処理の決定が完了しております。

平成 30 年 3 月期有価証券報告書及び過年度訂正有価証券報告書並びに訂正四半期報告書につきましては、8 月 14 日までに提出できるよう全力を尽くしてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上